

母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金のお知らせ

1 自立支援教育訓練給付金とは

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの就業を促進するため、指定された講座を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給する制度です。

2 対象となる方

大田原市にお住まいの 20 歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たしている方

- ①母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けていること
 - ②就業経験や技能及び資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められること
 - ③過去に自立支援教育訓練給付金を受けていないこと
- 【受講前の教育訓練講座指定申請時】から【受講後の教育訓練給付金支給申請時】までの期間で満たしている必要があります。**

3 対象となる講座

◆雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座

※指定教育訓練講座は「厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム」でご覧になれます。

≪URL≫ <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

4 給付金額

①雇用保険制度の一般教育訓練指定講座または特定一般教育訓練指定講座を受講する場合
受講のために支払った費用の 60%（上限 20 万円）

②雇用保険制度の専門実践教育訓練指定講座を受講する場合
受講のために支払った費用の 60%（上限 修業年数（最長 4 年）×40 万円）
講座修了日の翌日から 1 年以内に、講座に係る資格を取得し、就職等をした場合は、追加支給（受講費用の 25%）を受けられる場合があります。

※対象となる経費は、受講者が教育訓練施設に支払った入学料、受講料、教材費及びその消費税となります。

※雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、上記の金額から教育訓練給付金を差し引いた額を支給します。

※市からの給付金額が 12,000 円未満の場合、支給対象外となります。

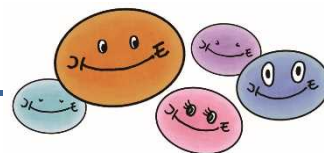
5 注意事項

対象講座指定申請時から訓練給付金支給申請時までの間に、次のような変化があった場合には、給付金の支給が受けられなくなりますので速やかにご連絡ください。

- ①ひとり親家庭の母または父ではなくなった。（児童が 20 歳に達した、婚姻した等）
- ②大田原市に住所を有しなくなった。
- ③その他支給要件に合致しなくなった。等

その他ご不明な点がございましたら、こども支援課までお問い合わせください。

〒324-8641 大田原市本町 1-4-1
大田原市役所保健福祉部
こども支援課 給付係 Tel.0287-23-8932



受講前

【1】お近くのハローワークにて相談

教育訓練給付金支給要件照会を行っていただき、教育訓練給付金を受けることができるのか確認していただきます。※「教育訓練給付金支給要件回答書」が発行されます。

【2】大田原市役所こども支援課にて事前相談・対象講座の指定申請

対象講座の受講をお申込みする前に、対象講座の指定申請をしていただく必要があります。

《必要書類》

- ①申請者のマイナンバーがわかるもの
- ②母子・父子自立支援プログラムの策定書等
- ③申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
- ④世帯全員の住民票の写し
- ⑤ハローワーク発行の「教育訓練給付金支給要件回答書」及び受講予定講座のパンフレット等
(講座名、金額、内容等がわかるもの)

※③、④については、児童扶養手当受給者または公簿等により確認することを申請者が同意される場合、添付を省略できます。

【3】審査・決定

対象講座指定の審査結果を通知します。

【4】受講開始

※万が一受講を取りやめた場合は、速やかにこども支援課までご連絡ください。
給付金の支給はされません。

【5】受講修了

【6】お近くのハローワークにて教育訓練給付金の支給申請

★修了後30日以内

※雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方のみ

教育訓練給付金の支給申請に必要な書類等はハローワークにお問い合わせください。支給申請をしていただき、教育訓練給付金の支給額を確定させます。「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」が発行されます。

【7】大田原市役所こども支援課にて自立支援教育訓練給付金の支給申請・請求

★修了後30日以内

申請は受講修了後30日以内に行ってください。この期間を過ぎた場合、給付金が受けられません。

《必要書類》

- ①申請者のマイナンバーがわかるもの
- ②母子・父子自立支援プログラムの策定書等
- ③自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書
- ④申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本
- ⑤世帯全員の住民票の写し
- ⑥教育訓練施設の長が認定した受講者の「教育訓練修了証明書」
- ⑦教育訓練施設の長が発行した教育訓練経費の領収書
- ⑧雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方は、「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- ⑨申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑩印鑑

※④、⑤については、児童扶養手当受給者または公簿等により確認することを申請者が同意される場合、添付を省略できます。

【8】審査・決定

訓練給付金支給の審査結果を通知します。

【9】訓練給付金の支払い

依頼された口座にお振込みします。支給申請からお振込みまでに3週間程度かかります。
専門実践教育訓練指定講座を受講した方は、修了日の翌日から1年以内に、講座に係る資格を取得し、就職等をした場合は、追加支給を受けられる場合があります。追加支給を申請される方は、こども支援課までご相談ください。

受講

修了後